

西宮市が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下、「施行規則」という。）、西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第60号）、西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第52号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年西宮市条例第65号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。第5条において「費用告示」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号。第5条において「費用告示」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号。第5条において「費用告示」という。）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。第5条において「費用告示」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号。第5条において「費用告示」という。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定及び更新の申請)

第2条 障害者総合支援法第36条第1項、第38条第1項、第41条第1項、第51条の

19、第51条の20、第51条の21並びに児童福祉法第21条の5の15、第21条の5の16、第24条の28及び第24条の29の規定による指定及び更新の申請は、指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、事業又は施設の区分に応じ、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定の変更の申請）

第3条 障害者総合支援法第37条第1項及び第39条第1項並びに児童福祉法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定変更申請書（様式第1号の2）によるものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事業者又は施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 指定生活介護事業者、指定就労継続支援A型事業者又は指定就労継続支援B型事業者

ア 事業所の平面図及び写真

イ 事業の実施に必要な設備、備品等を一覧にした書類

ウ 従業員の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類並びに利用定員を記載した書類

(2) 指定障害者支援施設

ア 建物の構造概要並びに平面図及び写真

イ 建物の設備、備品等を一覧にした書類

ウ 利用者の推定数を記載した書類並びに従業員の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類

(3) 指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者

ア 事業所の平面図及び写真

イ 事業の実施に必要な設備、備品等を一覧にした書類

ウ 従業員の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類並びに利用定員を記載した書類

（共生型障害福祉サービス事業者等の特例に係る別段の申出）

第3条の2 障害者総合支援法第41条第1項ただし書及び児童福祉法第21条の5の17第1項ただし書きの規定による別段の申出は、施行規則第34条の26の8及び児童福祉法施行規則第18条の35の7で定める事項を記載した指定を不要とする申出書（様式第1号の3）によるものとする。

（変更等の届出）

第4条 障害者総合支援法第46条、第51条の25並びに児童福祉法第21条の5の20第3項及び第24条の32の規定による変更の届出は、変更届出書（様式第2号）によ

るものとする。

2 前項の届出書には、変更事項に応じ、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 障害者総合支援法第46条、第51条の25並びに児童福祉法第21条の5の21及び第24条の32の規定による事業の廃止、休止又は再開（ただし、廃止又は休止にあっては、障害者総合支援法第41条の2第4項又は第5項の規定による届出があったものとみなされた場合を除く。）の届出は、廃止・休止・再開届出書（様式第3号）によるものとする。

3の2 障害者総合支援法第47条の規定による指定障害者支援施設の辞退の届出は、辞退届出書（様式第3の2号）によるものとする。

4 事業の再開に係る前項の届出書には、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を一覧にした書類を添付しなければならない。

（費用告示に基づく届出）

第5条 費用告示に基づく届出は、介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（様式第4号）によるものとする。

（公示）

第6条 障害者総合支援法第51条、第51条の30並びに児童福祉法第27条の5の25及び第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業所の名称及び所在地（指定障害者支援施設に係る公示にあっては、施設の名称及び設置の場所）

(2) 申請者（指定障害者支援施設に係る公示にあっては、設置者）の名称及び主たる事務所の所在地

(3) 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日（指定障害者支援施設に係る公示にあっては、指定、指定の取消しの年月日）

(4) 事業所番号

(5) サービスの種類

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。